

第3章 推進体制とその他の重要事項

1 推進体制

環境保全活動・環境教育を進める主体が相互に連携・協働しながら、環境保全活動・環境教育に関する方策の提言、評価を行うための仕組みづくりをします。

(1) 環境教育の推進体制

これまで、三重県環境学習情報センターにおいては、環境学習指導者養成や各種環境講座の開催による環境学習を担う人材づくり・体験型学習・社会見学・出前講座等のほか、学校等における学習への支援・ホームページによる環境情報の発信・提供・こどもエコクラブの育成、活動支援などが行われてきました。一方、三重県教育委員会研修分野においては、教職員資質向上のための経験、役割に応じた研修が行われてきました。

今後、この二つの機関の連携による推進体制の強化を図るとともに、市町村の学習センターやNPO等の拠点との連携・協働も進めます。また、環境学習推進員や地球温暖化防止活動推進員、環境県民運動推進員、環境カウンセラー、自然観察指導員、こどもエコクラブの指導員等の環境教育の指導者が活躍できるための推進体制を確立します。

(2) 環境保全活動の推進体制

県民・NPO・地域の団体・学校・企業・市町村・県などが自主的に環境について学習したことを環境保全活動につなげていき、地域に根ざした活動の輪が広がるような推進体制をつくります。

(3) 施策の推進

環境保全活動・環境教育を活性化していくため、三重県の環境保全活動・環境教育施策に対して、提言、評価を行うための組織「三重県環境保全活動・環境教育懇話会（仮称）」をつくります。また、地域における環境保全活動と環境教育とをつなぐ行動計画を作成します。

2 施策の評価と基本方針の見直し

この基本方針は、県内における環境保全活動・環境教育の実情や国内外の情勢を踏まえて、基本方針策定後概ね5年を目処にそれまでの取組を評価した上で、新たな情勢に対応する基本方針の改定等必要な措置を講じます。

環境教育の推進体制

環境教育の拠点

三重県環境学習情報センター

(環境教育の振興機能)

- ◎ 指導者養成など人材育成やこどもエコクラブの育成
- ◎ 出前講座や社会見学を通じ、学校における教科・科目、総合的学習等への支援
- ◎ 環境教育に関する情報の発信・提供
- ◎ 参加型環境学習プログラムの開発

市町村環境教育拠点

三重県教育委員会事務局研修分野

- ◎ 教職員のための研修の実施
- ◎ 三重県環境学習情報センターとの連携による環境教育推進体制の整備

行政・学校環境教育関係部局

- ◎ 施策・事業の推進
- ◎ 情報の収集
- ◎ 施策の進捗状況の把握

環境保全活動・環境教育推進体制

協働・連携

学校

行政

県民

企業

NPO等

環境保全活動・環境教育の実践

協働・提言

三重県環境保全活動・環境教育懇話会 (仮称)

- ◎ 環境保全活動・環境教育に関する方策の助言
- ◎ 環境保全活動・環境教育の推進における評価

環境保全活動の推進体制

環境保全活動の拠点

みえ環境県民運動協議会

(環境保全活動活性化機能)

- ◎ 環境保全活動のサポートセンター
- ◎ 多様な主体のネットワークによる環境保全活動の仕組みづくり

環境保全活動を展開する企業、NPO等

- ◎ 地域の環境教育への参画と人材の提供
- ◎ 環境教育の場の提供

三重県地球温暖化防止活動推進センター

- ◎ 地球温暖化防止活動推進員の育成と指導者の提供
- ◎ 普及啓発を通じた環境保全活動・環境教育の展開

三重ごみゼロプラン推進委員会 (仮称)

- ◎ プラン推進の取組を検証・評価

(←→ 協働・提言 ↔ 協働・連携)